

第2章 事業の概要

1 令和5年度事業の概要

- (1) 業務状況
- (2) 工事概況
- (3) 災害復旧事業
- (4) 財政状況
- (5) 経営指標に関する事項

2 水道料金等

- (1) 水道料金表
- (2) 水道加入金
- (3) 給水工事申請手数料

1 令和5年度事業の概要

(1) 業務状況

水道事業における年度末の給水人口は163,448人になり、前年度に比べ2,898人減少し、給水件数は84,165件になり、前年度に比べ254件減少した。

年間給水量は19,485,298m³になり、前年度に比べ66,371m³の減少となった。有収水量は17,137,251m³になり、前年度に比べ226,331m³の減少となった。この結果、年間給水量に対する有収水量の割合である有収率は、前年度を0.9ポイント下回り、87.9%となった。

(2) 建設及び改良事業

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の建設改良に係る各種事業を推進した。

浄水場については、森山浄水場において送水ポンプ棟築造工事（令和4年度から6年度までの継続事業）等を実施し、施設の建設改良に努めた。

送水及び配水施設については、久慈川系の施設においてポンプ設備改修工事等を実施するとともに、配水管については、緊急度の高い老朽管の更新工事を行い、施設の改良に努めた。

(3) 災害復旧事業

令和5年台風13号に伴う豪雨により被災し、漏水が発生した配水管及び給水管を復旧するため、配水管仮設工事等を実施した。

(4) 財政状況

損益計算において、収益的収入は3,289,914,076円で前年度に比べ137,420,125円の減額、収益的支出は2,932,211,192円で、能登半島地震に伴う給水活動など19,508,896円を特別損失として計上したものの、前年度に比べ160,543,951円の減額となった。この結果、当年度の純利益は、357,702,884円となり、前年度と比べ23,123,826円増加した。

資本的収入及び支出においては、収入総額^{※1}1,391,256,639円に対し、支出総額は3,589,763,284円で、その不足額2,198,506,645円は、当年度分損益勘定留保資金等^{※2}で全額補填した。

【※1 収入総額】

翌年度へ繰越される支出の財源に充当する額 935,000円を除いた額

【※2 当年度分損益勘定留保資金等】

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 212,961,067円
 繰越工事資金 1,546,750円
 減債積立金 200,747,435円
 建設改良積立金 133,831,623円
 過年度分損益勘定留保資金 585,272,539円
 当年度分損益勘定留保資金 1,064,147,231円

(5) 経営指標に関する事項

令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、経常費用の減少等により前年度比1.06ポイント増の113.31%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っている。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、経常費用の減少等により前年度比1.97ポイント増の111.95%となり、事業に必要な費用を給水収益（水道料金）で賄えている状況とされる100%を上回っている。

(経営指標の推移)

(単位 %)

指標名	R元	R2	R3	R4	R5
経常収支比率	109.53	110.07	114.90	112.25	113.31
料金回収率	99.34	107.76	112.94	109.98	111.95

(参考) 類似団体平均値 (R4) 経常収支比率 110.04%

料金回収率 99.41%

※ 経常収支比率とは、給水収益（水道料金）や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表し、経営の健全性を示す指標である。

(計算式) 経常収支比率＝経常収益÷経常費用×100

※ 料金回収率とは、水道水の供給に要する費用を、どの程度、給水収益（水道料金）で賄えているかを表した指標であり、料金水準を評価することができる。

(計算式) 料金回収率＝供給単価÷給水原価×100

2 水道料金等

(1) 水道料金表（平成26年4月1日から）

水道料金（1か月につき）							
給水管 の口径	専 用 栓					特別計量栓・湯屋栓	
	基本料金	従 量 料 金 （1m ³ につき）				基本料金	従量料金 （1m ³ につき）
		第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック		
mm							
φ 13	790 円	1～10m ³ まで 23円				500 円	
20	1,210 円	11～20m ³ まで 126円				900 円	
25	1,570 円					1,270 円	
30	1,820 円		21～30m ³ まで 144円	31～ 100m ³ まで 180円	101m ³ 以上	1,820 円	特別計量栓 341円
40	3,000 円				219円	3,000 円	湯 屋 栓 104円
50	4,500 円	1～20m ³ まで 126円				4,500 円	
75	10,000 円					10,000 円	
100	17,500 円					17,500 円	
150	39,000 円					39,000 円	
200	69,000 円					69,000 円	

上記の額に、100分の110を乗じて得た額が水道料金となる。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

※令和元年10月1日 消費税改正

<算出例> 口径20mmの一般家庭で1か月の使用水量が25m³の場合

基本料金 1,210円

従量料金 2,210円（1～10m³まで 230円(@23×10)

11～20m³まで 1,260円(@126×10)

21～25m³まで 720円(@144×5)

小 計 3,420円×1.10=3,762円

(2) 水道加入金（平成26年4月1日から）

(税込み)

給水管の口径	水道加入金の額	給水管の口径	水道加入金の額
φ 13 mm	29,700 円	φ 50 mm	484,000 円
φ 20 mm	66,000 円	φ 75 mm	1,100,000 円
φ 25 mm	110,000 円	φ 100 mm	1,958,000 円
φ 30 mm	176,000 円	φ 150 mm	4,400,000 円
φ 40 mm	313,500 円	φ 200 mm	7,810,000 円

「給水管の口径」とは、給水管に取り付けられるメータの口径と同口径のものをいう。

メータ口径を増加する工事の加入金の額は、新口径にかかる加入金と旧口径にかかる加入金の差額とする。

※令和元年10月1日 消費税改正

(3) 給水工事申請手数料

種 類	区 分	金 額
給 水 工 事 申 請 手 数 料	工事費が 1万円未満 1件につき	300 円
	〃 1万円以上3万円未満 〃	600 円
	〃 3万円以上5万円未満 〃	1,200 円
	〃 5万円以上10万円未満 〃	2,200 円
	〃 10万円以上15万円未満 〃	3,700 円
	〃 15万円以上20万円未満 〃	5,200 円
	〃 20万円以上 〃	工事費の3%以内
道路占用申請手数料	国、県道の占用を要するもの 〃	2,000 円
既設管検査申請手数料	水栓(蛇口) 1栓につき	200 円
指定給水装置工事事業者指定申請手数料	1件につき	10,000 円
指定給水装置工事事業者指定更新申請手数料	1件につき	10,000 円